

学内人第297号  
平成30年1月12日

職員各位

総務部長  
(公印省略)

平成30年1月1日付け昇給について（通知）

このことについて、職員給与規程第17条の規定に基づき、平成30年1月1日付け昇給を実施しましたのでお知らせします。

なお、昇給後の号数及び昇給区分については、給与支給明細（1月支給分）によりお知らせをしていますのでご確認願います。

また、昇給後の本給月額が平成27年3月31日現在の本給月額に達しない職員については、給与明細書により平成27年2月18日改正附則第8条の規定による経過措置額をお知らせすることとしております。

おって、昇給の概要等については、人事課給与係のホームページをご参考ください。

人事課給与係

URL：<http://www.jim.u-ryukyu.ac.jp/jinji/kyuyo/kyuyo.html>

内線：2021

## 参 考

【給与支給明細】 → 昇給停止（最高号数等）以外の職員全員が対象

〇〇号数を給する（昇給区分〇）  
発令日：平成30年1月1日

URL：<http://www.jim.u-ryukyu.ac.jp/jinji/kyuyo/honkyu/syokyu.html>

※平成27年3月31日の現給保障を受けている職員への通知内容

〇〇号数を給する（昇給区分〇）  
平成27年2月18日改正附則第8条の規定による  
本給△, △△△円を給する 発令日：平成30年1月1日

注) 「本給△, △△△円」は、平成27年3月31日現在の本給月額と現在の  
本給月額との差額（経過措置額）

平成23年1月1日改正の給与規程附則第2項により、昇給とは別に次の減額  
措置が適用となります。

### 【55歳を超える職員の減額措置】

般（一）6級以上、教（一）5級、教（三）4級、医（二）6級以上、医（三）  
6級以上の職員が対象

本給表の月額から100分の1.5に相当する額を減額した額が本給支給額  
となります。

個人宛に文書でお知らせを行います。

URL：<http://www.jim.u-ryukyu.ac.jp/jinji/kyuyo/sonota/2011.1.1/55sai.pdf>